

災害時の応援業務に関する覚書

社団法人全国測量設計業協会連合会北陸地区協議会の構成県測量設計業協会（以下「県測協」という。）は、災害時における各県測協間の応援業務について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、北陸地区内で発生した災害時において、公共土木施設の災害復旧業務を速やかに、かつ円滑に行うため、応急対策及び災害復旧に関する県測協間の業務応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 応援要請が必要となった場合は、県測協の会長がその窓口となり対応する。

（応援業務の内容）

第3条 応援業務は、被災地の県測協会長（以下「甲」という。）の要請に基づく次の業務とする。

- (1) 公共土木施設等の被災状況調査
- (2) 公共土木施設等の被害応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

（応援要請時の確認事項）

第4条 甲が応援要請するときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 応援業務を要する場所及び応援業務受入会社名
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) 前3号に定めるものの他必要な事項

（応援会社の斡旋）

第5条 応援要請を受けた県測協会長（以下「乙」という。）は、応援可能な会社（以下「応援会社」という。）を選定し、斡旋するものとする。

（作業費用の負担等）

第6条 応援会社が当該業務に要した費用は、発注者からの受領額の範囲内で応援業務受入会社が負担するものとするが、細部については甲、乙、応援業務受入会社及び応援会社間で、別途協議するものとする。

（疑義を生じた場合の解決）

第7条 この覚書について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲と乙を窓口にして、関係者協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、各県測協会長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

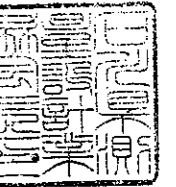
平成18年2月8日

社団法人全国測量設計業協会連合会北陸地区協議会構成県測協

社団法人福井県測量設計業協会 会長 奥居 稠朗



社団法人石川県測量設計業協会 会長 北原 良彦



社団法人富山県測量設計業協会 会長 市森 武



社団法人新潟県測量設計業協会 会長 水本 健介

